

議題	新規テーマの提案
項目	<実務対応レベル>

### 提案者：監査人

(テーマ) 加速型自社株買い (ASR: Accelerated Share Repurchase) の会計処理
(提案理由) 米国会計基準では、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会計基準コーディフィケーション (FASB-ASC 505-30-25) に定めのある ASR 取引 (加速型自社株買い) について、日本基準では明確な会計上の定めはない。最近、ASR 取引についての相談が来ているが、我が国において明確な会計上の定めがなく、資本取引に係るものであることから米国での取扱いをそのまま参考にすることもできず、判断に窮している。したがって実務対応報告において会計上の取扱いを明確化すべきと考えられる。
(具体的内容) ASR 取引では、会社が自己株式を取得するが、当該株式は相手先の金融機関が市場から貸株として借り入れたものであり、その後の株価の推移によって金融機関との間で調整が行われる。具体的には、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を上回った場合、自社株式又は現金で決済され (会社から金融機関へ株式を引き渡す、又は現金を支払う)、一方、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を下回った場合、金融機関から現金を受け取る取引形態が一般的である。 このとき、当該決済金額に関して、自己株式の取得とその後の決済を一つの取引ととらえて自己株式の取得原価の事後調整とするのか、自己株式の取得とその後の決済を別個の取引 (二つの取引) ととらえて決済時の損益または自己株処分差額として処理するのかが論点となる。

### 事務局対応案

- 米国における ASR 取引の具体例は、以下の通りである。
  - 金融機関が A 社株式 100 万株を貸株で調達する。
  - 4 月 1 日に A 社が金融機関から A 社株式 (自社株式) 100 万株を時価で取得し対価を支払う。同時に、A 社と金融機関の間で④を行うことの契約を締結する。
  - 金融機関は、その後の 6 か月間に市場より 100 万株を取得する。
  - 9 月 30 日に②と③の価格差相当額を、A 社と金融機関で現金又は A 社株式で決済する。
  - 金融機関は貸株を返済する。
- ここで②の自己株式の取得と④の差額の決済を 1 つの取引と捉えるか、または 2 つの取引と捉えるが論点となる可能性がある。また、2 つの取引と捉えた場合、④について損益で処理するか、資本で処理するかが論点になる可能性がある。
- このような ASR 取引について、日本基準では明確な会計上の定めはないが、米国会計基準では、(1) 自己株式の取得と (2) 自社の株式を対象とした先渡契約という二つの取引として処理することを要求している (FASB-ASC 505-30-25-6)。その際、(2) の先渡契約については、当初認識時に公正価値で測定のうち差額について資本として処理され、その後の公正価値の変動は認識されない。

#### 資料(1)-4

4. 事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。
5. より詳細な分析を行うために、実務対応専門員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。

以 上